

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十四年六月二十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、録音図書等の作成を行うボランティア活動がこれまでに果たしてきた役割に鑑み、ボランティア団体が法人格の有無にかかわらず円滑にその活動に取り組めるよう努めること。

二、視覚障害者等への情報提供の充実に資するため、作成された録音図書等が有効活用できるよう、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者のネットワークの構築に努めること。

三、違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することの防止の重要性に対する理解を深めるための啓発等の措置を講ずるに当たって、国及び地方公共団体は、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者と連携協力を図り、より効果的な方法により啓発等を進めること。

四、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、インターネット利用者が違法なインターネット

配信等から音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することを防止するための措置を講ずるように努めること。

五、著作権法の運用に当たっては、犯罪構成要件に該当しない者が不当な不利益を被らないようにすることが肝要であり、とりわけ第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限につながらないように配慮すること。

六、付随対象著作物の利用に係る規定である第三十条の二、検討の過程における利用に係る規定である第三十条の三、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用に係る規定である第三十条の四及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に係る規定である第四十七条の九については、関係者からその具体的な内容が条文からだけでは分かりにくいとの意見等があることを踏まえ、これらの規定の対象となる具体的な行為の内容を明示するなど、その趣旨及び内容の周知を図ること。

七、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の運用に当たっては、出版市場、とりわけ今後の発展が期待されている電子書籍市場等に不当な影響を与えないよう留意すること。

八、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠のものになっていることに鑑み、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。